

清末奉天省の教育近代化過程

—初等教育の普及過程を中心として—

蔭 山 雅 博

はじめに

清末中国教育史上に占める奉天省の位置は極めて特異である。この地は満州族の聖域として長く清朝政府の保護下であり、他省に比べ儒学の発達が低程度であった。こうした状況のもとロシアを中心とする欧米諸国の教会学校や外国語学校の教育活動をとおしてこの地の教育近代化がはじまり、これに代って日露戦争前後には該省南部を中心に日本の教育活動が活発化、これ以後中華民国成立直後に至るまで日本の影響下でこの地の教育近代化事業は進展した。とくに南満州鉄道沿線及び付属地ではこの傾向が顕著で、後者ではこの時期すでに「同化教育」の実験が一定程度進められたのである。当然のことながら、こうした特殊事情は清末奉天教育の全体像の把握を困難なものとし、研究のあり方にある一定の傾向性をもたらしているように思われる。奉天教育史研究を満州国教育史研究のための前史的研究に位置づけ、満州国教育の起源を探りだそうとする研究がそれである。しかしながら、清末奉天省は開化の遅れを取り戻すべく、積極的に教育改革を推進した地域であり、いち早く日本留学からアメリカ留学への転換を図り、中華民国成立以後に彼等アメリカ留学帰国者を主力とする教育権回収運動が大規模に展開した地域である。満州国成立以前のこの地で展開した主体的な教育営為は、質・量ともに直隸省や江蘇省をはじめとする教育先進地域のそれに優るとも劣らぬもので、欧米諸国の教育活動との摩擦のなかで独自の奉天教育の構築をめざして進展したのである。こうした奉天省の主体的教育営為は満州国の成立により中止の己むなきに至るが、満州国崩壊後の教育再建に極めて重要な役割を果たしたのである。

本稿は、こうして進展する奉天省の主体的教育営為の実際を清末奉天省における初等教育の普及過程及び教員養成教育の導入過程に視点を当てて明らかにしようとするものである⁽¹⁾。

I. 清末奉天省の教育状況

山海関のかなたに広がるマンチュリア（以下満州と表記）は、清朝を樹立した満州族の故土であり、彼等にとって民族的アイデンティティーの物的、精神的保障そのものであった。それ故に清朝は、1740（乾隆初）年以來様々な封禁政策を強硬に実施し、奉天省、吉林省、黒龍江省における漢民族の植民活動と商業活動を抑制して、この地の聖域化を図ってきたのであった。しかしながら、現実には漢民族の植民活動はその後にも間断なく続き、18世紀後半には、最も奥地に位

置する黒龍江省においても呼蘭平野を中心に漢民族の開墾活動が著しく進展、満州独特の歴史的風土の変貌はもはや避けがたいものとなった。これに加えて、19世紀前半、南下政策を推進するロシアの脅威が北満州に迫ると、清朝政府はこれに備えるべく、積極的にこの地に散在する官有地の漢民族への払い下げや荒地への植民を奨励、このため漢民族人口は一挙に膨張し、19世紀後半には満州の総人口に占める彼等の割合は、実に90%を越えたのである⁽²⁾。当然のことながら、こうした満州封禁政策の有名無実化に伴い、教育文化面における彼等漢民族の活動も漸次活発となった。儒学の普及が堅く禁ぜられた封禁政策下では、満州族子弟のための教育機関、即ち宗学、覚羅学、八旗官学、八旗義学の開設が優先し、書院や儒学、社学や義学、私塾などの教育機関の設立は極力抑制された。1840(道光20)年の統計によれば、書院数はわずかに10校、儒学は奉天府や遼中県など有力府県にのみ存在し、簡易初等教育機関としての義学や社学、私塾も数えるほどであった⁽³⁾。しかしながら、これら教育機関は封禁状態の弛緩が顕著になるとにはかに激増し、19世紀末の満州全域に設置された書院総数は29校、儒学や社学、義学や私塾の総数はそれをはるかに上回り、山東省からの移民の玄関口となった関東州では、およそ370校の私塾を数えるに至ったのである⁽⁴⁾。もっとも、当時の教育先進地域、即ち直隸省や江蘇省、湖北省や広東省における諸教育機関の発達状況に比べ、この地の遅滞状況は筆舌に尽くし難いものがあった。前述のごとく1840年当時のこの地における書院数は10校であったが、同時期の広東省におけるそれはおよそ190校を数え、直隸省では義学や社学、私塾など簡易初等教育機関の普及率は65%を上回り、識字率は優に20%を越えていたのである⁽⁵⁾。当時の中国では、秀才や挙人などいわゆるエリート官僚候補者数を、各省の儒学数と生員数の多寡によって決定していたが、この地の割り当て数を見ると秀才数147名、挙人数8名と少なく、これを直隸省のそれと比較すると、前者の場合5%、後者の場合2.5%にすぎなかったのである⁽⁶⁾。

表1 私塾(書房)の教育課程

1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	7~10学年
読書	読書	読書	読書	読書	読書	読書
描字	認字塊	認字塊	桃格	照写	照写	作詩
認字塊	倣影	倣写	講義	講義	講義	作文
		講義		対課	作詩	照写
						講義

(出典)「満州地方の児童教育」『実験教育指針』

第4巻第9号 明治38年5月

1858(咸豊8)年イギリスとの間で締結された天津条約により、遼河河口に位置する營口が通商港として開港し、満州の封禁は事実上崩壊した。これ以後、漢民族の商紳のほか、イギリス、ロシア、日本をはじめとする外国商人の商工業活動が活発となり、旅順—營口—奉天(現瀋陽)を結ぶ幹線上の主要都市の繁栄が始まるのであるが、これらのうちとくに顕著な発達を示したのは、ロシア貿易やキリスト教宣教会の活動の拠点となった奉天、遼陽、海城の諸都市であった。とくに奉天は、ロシアと日本の積極的な中国進出が始まる日清戦争前後、国際商業都市ムクデン(穆克德音)の異名をもって広くその存在を知られるに至ったのである⁽⁷⁾。これに伴い、この地

にはロシア人子弟学校や各宗派の教会学校などが相次いで設立された。盛京医学院、重明女学院、文会書院、神学院、拉丁館（以上奉天）、文源学校（開原）、德育学堂、德育女学堂（以上本溪）、文徳中学、文徳小学、育才女学堂、育嬰堂、伝教所（以上遼陽）、天主教付属学校、三育学堂（以上海城）、天主教会付属学校（大石橋）、天主教付属学校（営口）、露国牛荘小学堂（牛荘）、露清学堂（旅順）などがそれである⁽⁹⁾。一方、中国側もこうした各方面からの教育進出に刺激されて、近代学校の創設に着手、まず吉林將軍希元により中俄書院（1887年）が、同じく吉林將軍延茂により俄文学堂（1898年）が設置され、やがて1902年には、旧来の書院を近代普通学校へ改組することを命じた清朝政府の教育政策に従い、満州最初の高等教育機関奉天大学堂が盛京將軍増祺により奉天府に創設されるのである。しかしながら、この時期中国側の設立した近代学校は外国語学堂や武備学堂など、人材養成機関に限られていた。もともと書院等の未発達なこの地において近代普通学校の急速な普及は望めるはずもなかったのである。満州における国民教育普及計画が政策上の課題として俎上にのぼるのは、盛京將軍趙爾巽及び提学使張鶴齡により本格的な奉天省の教育近代化事業が実施されて以降のことである。

II. 近代教育の導入と盛京將軍趙爾巽

1. 趙爾巽の教育改革構想

奉天省の教育近代化事業が本格化するのには日露戦争の勃発を契機に、満州の重要性を清朝政府がようやく認識するにいたる1905年のことである。即ち漢軍出身趙爾巽（1844～1927年）の盛京將軍（後東三省総督に改称）への異例ともいえる抜擢が実現して以後のことであった。周知のとおり趙爾巽は当時の進歩派官僚の一人として直隸総督袁世凱、両湖総督張之洞等とともに連署上奏、科举停止と近代学校の早期設立を提唱した人物である⁽⁹⁾。1905年旧暦4月盛京將軍に着任するや、彼は「進歩、能率、経済」を政策スローガンに掲げ、該省の近代化に着手する意向を公表した⁽¹⁰⁾。このうち趙爾巽が最も重要視したのは教育改革事業で、該省提督学政李家駒とともにいち早くこの事業に従事した。彼は、(1)教育行政機関学務処をを設置し、(2)教育改革を実行する人材を広く国内に求め、(3)先進諸国、就中日本の教育状況調査を実施することが緊急の課題であるとして、すでに全省規模の教育近代化事業を進めている袁世凱の援助と、奉天省内有力郷紳や知識人の教育改革事業に対する理解を求めた⁽¹¹⁾。これに応じて同年春、袁世凱の幕僚錢鏐及び董元亮が奉天省学務処総弁と副弁にそれぞれ就任、後に興京庁知事となる奉天の郷紳戴裕忱等とともに、奉天省の社会経済状況に照応する学務処のありかたを検討した。その結果、遅滞している奉天省の初等教育普及事業を促進するため、「奏定学務綱領」に規定された学務処組織のありかたとはやや異なった催弁小学課、經理小学課、庶務課、會計課、雑務課から成る奉天省学務処を設置、当面総弁錢鏐の指導のもとに、初等学堂普及計画を立案することになった⁽¹²⁾。これと前後して趙爾巽の命を受けた戴裕忱等は日本の教育調査を実施した。彼等は数ヶ月間日本に滞在、その間文部省や教育行政機関及び初等、中等、高等教育機関を精力的に視察して帰国し、この調査結果と、列強による経済及び教育文化進出の激しい奉天省の特殊状況を考慮

して、次のような「学堂開弁ノ方法」を趙爾巽に建議した。そこでは主に各種師範教育、各種実業教育、短期中等普通教育及び専門教育をできる限り早く開始し、小学堂教員、実業家と技能者、地方官吏を速成的に養成すること、外国人経営学校を接收し、これを中国人子弟のための教育機関として運営することが強調された⁽¹³⁾。こうした提言をうけて趙爾巽は師範伝習所と簡易師範学堂を各州県にそれぞれ1校、師範学堂簡易科、女子師範学堂、普通学堂、農業学堂、方言学堂、法政学堂、及び模範小学堂教校を奉天府にそれぞれ1校、營口他の商工業中心地に実業学堂を設置する計画を立て、学務処吏員や奉天省教育界有力者の総力をあげて、これを実現する意向を示したのである。さらに同学務処は天津、上海等に設置された高等教育機関や教会学校在籍の該省出身学生に働きかけて、奉天省教育事業に対する彼らの協力を求める一方⁽¹⁴⁾、できる限り多くの生員を官費留学生として日本に派遣、日本の特設教育機関において短時日のうちに小学堂教員を養成する計画を立てた⁽¹⁵⁾。さらに同学務処は直隸省の教育改革の方法にならない、教育行政機構や学堂の創設、教育施設・設備の整備に与かる有能な実務経験者を日本から招聘し、当面彼等の協力のもとに教育改革事業を推進する方針を決定したのである⁽¹⁶⁾。

2. 日本側の対応

上述のような奉天省の教育改革構想が学務当局から公表されるや、日本側は迅速に対応した。中国側の教育改革事業にいち早く関心を示したのは、日露戦争(1904～1905年)の勃発以降、占領地の各拠点に設営された日本軍政署である⁽¹⁷⁾。軍政署の教育関与は、1904年8月復州軍政署の復州日文学堂創設事業をもって嚆矢とし、以後營口軍政署により瀛華実学堂が、次いで安東軍政署により日清学堂が設置されるのであるが、教育事業の経験に乏しい軍政署の奉天省教育改革事業に対する対応には限界があった。このため、満州軍総司令部は教育文化団体としてすでに各種教育事業に着手していた東亜同文会に協力を求め、より強力な体制のもとに教育事業に対処する方策をとったのである。こうした状況のもと、1905年1月東亜同文会幹事長根津一による日本軍占領地の教育状況視察が実施された。奉天省における根津の活動はめざましく、「都呂ヲ巡回シテ各地官措ヲ集メテ学校設立ノ急務ナルヲ説ク」一方、「人口ノ粗密、物資収集ノ事情ニ鑑ミ」た満州における「学校経営案ノ大綱」を立案、これを中国当局者と満州軍総司令部に提示した⁽¹⁸⁾。根津の構想は、満州を1等地、2等地、3等地、特等地の4区に分け、1等地奉天には、大、中、小、及び専門学堂を、2等地金州、蓋平、海城、遼陽、岫巖、鳳凰城には師範学堂及び高等・初等小学堂を、3等地熊岳城、皮子窩、復州には日本語を教授する高等小学堂と普通学堂を、特別地大連、旅順、營口、大孤山、安東、大東溝には普通学堂のほか、商業と日本語を教授する専門学堂と実業学堂を設置し、東亜同文書院卒業生をこれら諸学堂に優先的に採用するというもので⁽¹⁹⁾、さきの趙爾巽の教育改革計画をより具体化した内容を呈していた。この報告を受けて、満州軍総司令部総兵站監部及び遼東兵站監部は奉天省占領後の教育政策立案に全力をあげ、1905年4月以降相次いでその具体策を各地軍政官に指示した。これらのうち特に注目に値するのが「遼東守備軍軍政長官令達」(1905年4月12日付)、及び「遼東兵站参謀長通牒」(1905年10月1日付)である。前者では「先ツ城市一学堂ヲ設ケ…成人若ハ児童ニ論ナク之ニ収容シ其素養ノ如何ニ由テ之ヲ学級学班ニ分チ毎月四、五時間ツツ合級教授法ニ依リ教授スルト謂フニ在ルナリ、而シテ其教授課目ハ奏定学堂章程ニ準拠シ之ヲ取捨折衷シ之ニ日語ノ一科ヲ加フルコ

ト」が指示され、後者では「満州要部ニ向テ充分ノ努力ヲ扶植シ将来ノ為確乎動シ難キ根柢ヲ作ル」べく「速ニ地方官憲及紳商等ニ向テ之（学堂）ノ設置ヲ督励」することが下命された。さらに同通牒は各軍政官が率先して「既設学堂規則，主トシテ学科ノ程度，学科目，教科書，授業時間数，基本金ノ有無，経費額，経費ノ出处法，教師ノ数，日本教師ト清国官憲トノ契約書，生徒数，年齢，謹慎ノ状況，官民ノ学堂ニ対スル意向及将来発達ニ関スル見込」を詳細に調査し，その結果に基づいて中国当局者に「日本教師増聘ヲ勸諭セラレンコト」を指令したのである⁽²⁰⁾。こうした満州軍総指令部による積極的教育関与は関東総督府設立以後一層増長した。1905年12月29日付け各軍政官宛関東総督府参謀長通牒28号により，各軍政区配属通訳の学堂教員への転出，即ち彼等軍属の中国人弟に対する日本語教育が認可され，翌年1月9日付け各州県中国当局者宛同総督府参謀長通牒36号により日本人顧問・教習招聘の窓口を同総督府に一本化することが規定された。「清国官庁ニ於テ顧問教師又ハ其他ノ名義ヲ以テ本邦人ノ傭聘ヲ願出ル時ハ，軍人軍属ハ勿論其他ノ者ト雖，当総督府ニ於テ適任者ヲ撰定配属スル事被定候間，今後ハ清国地方官等ニシテ本邦人ノ傭聘希望ノ場合ニハ傭聘ノ目的，契約ノ要項（契約年限，俸給，旅費，支度料等）相添へ稟申相成度⁽²¹⁾」がそれである。同総督府はこの任務を，早くから盛京將軍趙爾巽と接触していた満州軍総参謀長児玉源太郎及び同軍高級参謀福島安正に一任することになるが，彼等は人材の仲介，斡旋業務をひとり陸軍省の権益とせず，東亜同文会や帝国教育会，東京高等師範学校校長嘉納治五郎，南満州鉄道株式会社初代総裁後藤新平，台湾総督府殖産局長を経て京都帝国大学教授に就任した新渡戸稲造など広く文化界有力者に委託したのである⁽²²⁾。1905年から1911年にかけて，奉天省には各種初等教関や中等教育機関，専門教育機関や教員養成教育機関が相次いで設置され，表2のような日本人教習，顧問が各種教育機関に漸次招聘されることになるが，彼等の大半はこれら文化団体や教育文化界有力者の推薦を受け，さらに児玉源太郎等の斡旋により学務公所と雇用契約を締結したのである⁽²³⁾。

表2 奉天省における日本人教習・顧問（1906～1911年）

氏名	勤務学堂名	氏名	勤務学堂名
朝岡義孝	旅順師範学堂	角田啓司	奉天農業学堂
*岩間徳也	金州南金書院	井上初之助	奉天農業学堂
伊藤文十郎	金州公学堂	萩原昌彦	奉天農業学堂
有馬駒馬	金州公学堂	永井直五郎	奉天農業学堂
岡幸士郎	大連公学堂	木村卯三郎	奉天農業学堂
三田村源次	営口商業学堂	末松偕一郎	奉天農業学堂
小田原寅吉	営口商業学堂	*同上	東三省法政学堂
上野政則	営口商業学堂	大谷憲	奉天商業学堂
今井伊介	営口商業学堂	同上	東三省法政学堂
高島太次郎	営口商業学堂	柏田哲男	奉天法政学堂
永井清三郎	営口瀛華実学堂	泉廉治	奉天法政学堂
野村正	復州師範学堂	浅井政次郎	奉天治政学堂
亀淵龍長	蓋平師範学堂	三戸章造	奉天森林学堂
永尾龍三	岬岫師範学堂	富永馬吉郎	奉天森林学堂

桑野 締三	海城師範学堂	今井 締	奉天森林学堂
辻 忠次	海城師範学堂	板倉辰五郎	奉天工芸伝修所
伊東 李蔵	海城師範学堂	佐藤 佐吉	奉天工芸伝修所
武藤 末造	海城師範学堂	前田 岩吉	奉天方言学堂
秋 永 勝	熊岳城高等小学堂	貴志 弥次郎	奉天講武学堂
犬飼 大助	遼陽師範学堂	三木 善太郎	奉天講武学堂
富尾 章	遼陽師範学堂	*尾見 五郎	奉天中学堂
関田 森次	遼陽師範学堂	服部 升子	奉天女子師範学堂
*榎元 半重	奉天省学務公処	前田 茂子	奉天女子師範学堂
*森本 清蔵	奉天省学務処	大矢 露子	奉天第一蒙養院
*同 上	奉天師範学堂	山口 政子	奉天第一蒙養院
*南 洞 孝	奉天師範学堂	同 上	奉天第二蒙養院
関口 弥作	奉天師範学堂	石川 宗男	新民屯師範学堂
松下 敬次	奉天師範学堂	小川 庄蔵	新民府公学堂
*横山 壮一郎	奉天農業学堂	同 上	蒙古博玉府立学堂
		桂 徳治	蒙古博玉府立学堂

(出典) 日本外務省記録『清国雇聘本邦人一覧表』明治41・42年版、
『盛京時報』(1906~1911年)各号所収奉天省教育関係記事、
『奉天教育雑誌』第4・5・6・7・9・10・11期(1908年)、陸軍省編『明治37・8年戦役満州軍政史』全10巻(1915~1917年刊)より作成。*印は顧問及び総教習、アンダーラインは東亜同文書院出身者。

もつとも、こうした奉天省の教育事業に対する満州軍及び関東総督府の積極的教育関与が、中国側に全面的に受け入れられたわけではない。当然のことながら、教育関与のあり方を巡り両国間に様々な軋轢が生じたのである。その典型的事例が蓋平県師範学堂の経営方針を巡り蓋平県と蓋平県軍政署との間で生じた齟齬問題である。

蓋平県師範学堂設立計画の立案は1904年10月のこと。創設まもない蓋平県軍政署を訪ねた同地の商紳楊立福、門百福等に対する軍政委員高山公通陸軍少佐の学堂設立の勧諭が契機である。その席上、高山公通は書院及び義塾の近代学校への改組、就中明治日本の師範学校規則に即した蓋平県師範学堂の創設を提言、これに要する設立・運営経費6,000円の確保を求めたのであるが、この提言は楊立福等の受け入れるところとなり、早速辰州書院の簡易師範学堂への改組計画が蓋平県教育界人士によって立案された。彼等は高山公通の指導に従って諸規則及び教育課程を定め、日本型師範学校とほぼ同質の簡易師範学堂の設立を構想する一方、同県知県祥徳の全面的支援のもとに財政基盤の確立に努めた。彼等の立案した財政計画は、新税、即ち耕地税、蚕糸税、塩税、商人税、祖税により徴収した基本金50,000元を有力商人に頂け、年1割の利子5,000元を確保し、書院本来の不動産収入1,000元を加えて6,000元を調達するというもので、一般民衆に増税を強いる財源調達の方法であったが、民衆の反発は比較的少なく、短日月のうちにほぼ計画どおりの財源を確保したのである⁽²⁴⁾。こうして1905年1月、東亜同文書院第1期生亀淵龍長⁽²⁵⁾を教習に

迎え、蓋平県師範学堂は開設した。しかしながら、日本側の期待に反して、該学堂の経営は当初から順調に運ばず不祥事が相次いで生じたのである。絲会より徴収された蚕糸税 625 元の使途不明、学堂総弁周長年による 375 元の横領、金融恐慌による学堂所有錢票 500 元の減益などがそれである。予期せぬ不祥事に遭遇した蓋平県軍政署は、該学堂の経営維持を図るべく、基本金残額の横浜正金銀行営口支店への予託を同県知事に強硬に迫り、教習亀淵龍長の総教習への昇格、知日派知識人として著名な元辰州書院山長秦福景の総弁への登用を求めた。軍政署はこうした一連の措置をとって、該学堂管理権の全面的掌握を企図したのである⁽²⁶⁾。しかしながら、日本側の諸要求に対する県当局の反応は冷淡であった。目的の早期達成を求める蓋平県軍政署は同年 12 月 8 日、知県劉廷珍宛書簡「師範学堂ニ関スル重要事項」を送付、学堂財政の管理方法及び不足基金の補填策、学堂の運営方法及び総弁の権限範囲、不正行為に対する処罰規定に関する劉廷珍の見解を再度正した⁽²⁷⁾。腐敗と金融恐慌に苦しむ県当局の学堂運営は困難であり、基本金の軍政署による管理はもとより、亀淵龍長の総教習昇格、日本人教習の権限範囲の拡大は承諾不可避と想定したのである⁽²⁸⁾。しかしながら、知県劉廷珍の回答は日本側の期待に沿うものではなかった。県当局は総弁の解任と総弁職の廃止、知県の学堂監督兼務、知県による財政管理の方針を明らかにする一方、亀淵龍長の総教習昇格及び日本人教習の権限範囲拡大については一切これに言及せず、軍政署の中国側に対する教育関与のあり方に疑義を表して次のように述べたのである。「要之、将来学堂ノ管理並拡張ニ就テハ之ヲ知県ニ委ネ、同時ニ日本官憲ニ於テ相当ノ保護助力ヲ与ヘ敢テ妄リニ容喙セサルヲ以テ筆ヲ得タルモノナリト思考ス⁽²⁹⁾」。 (引用は原文のまま)

III. 奉天省学務公廵の活動

1. 提学使張鶴齡の教育改革構想

奉天省の教育改革事業は翌 1906 年 5 月提学使となって来奉した張鶴齡 (1867~1908 年) に受け継がれることになった。周知のとおり張鶴齡は京師大学堂副総教習、湖南省署理糧按察使を歴任した後、湖南巡撫時代の趙爾巽のもとで同省の教育改革に取り組んだ新進気鋭の知識人である。彼の行政手腕を高く評価する盛京將軍趙爾巽の懇請により、清朝政府の要職就任を辞して奉天省提学使に着任したのであるが、その期待に応えて張鶴齡は以下に述べるような 13 項目から成る奉天省教育改革構想を立案、他省に先駆けて視学制度の導入や現職教員再教育機関・教育官練習所及び初等教育監督機関・小学稽查所の開設に全力を尽くした。表 2 のような日本人教習・顧問との雇用契約の大半を締結したのも張鶴齡であるが、それに際して彼は常に厳格な態度をもって臨み、教育改革事業にかける彼の気概のほどを日本側に誇示したのは後述のとおりである⁽³⁰⁾。こうした張鶴齡の多岐に亘る教育活動のうち、とくに注目すべきは清末奉天省の教育近代化事業の基本方針となった教育改革構想の立案であり、これに基づいて実施された初等教育の普及活動である。まず前者の特質を明らかにしておこう。

張鶴齡の省内主要都市の諸教育機関を対象とした教育実態調査は、着任まもない 1906 年初秋のこと、その結果に基づいて翌 1907 年初め次のような奉天省教育改革構想を公表した。

(1)体系的な学校制度を確立する。就中師範学堂、簡易師範学堂、速成師範学堂、師範学堂簡易

- 科、師範講習科など省内各地に点在する各種教員養成機関を再編成し、これの体系化を図る。
- (2) 30名以上の児童を擁する私塾を初等教育機関に改組し、現職教員再教育・教育官練習所を学務公所に開設する。
 - (3) 奏定学堂章程学務綱領に示された学区制を導入する。
 - (4) 地方教育行政機関・勸学所を各府州県に設置する。勸学所総董には近代教育経験者をできる限り任用する。
 - (5) 視学制度の導入を検討する。
 - (6) 初等教育の内容を統制する、不足する各種教科書を翻刻する。
 - (7) 国文教育の内容を再検討し、奉天省の社会文化状況に即したそれを編成する。
 - (8) 教育費を確保する手段として人件費の節約、郷紳の財政援助、各種新税の設置を計画する。
 - (9) 就学前教育及び成人教育を実施する。
 - (10) 社会教育施設・図書館と職業教育機関・手工伝習所を設置する。
 - (11) 訳学館をはじめとする外国語教育機関を各地に創設する。
 - (12) 学校教育の生理衛生教育を充実させる。
 - (13) 初等教育機関の外国人教習をできる限り早く解雇する。

がそれである⁽³¹⁾。これにより、その特色をみると次のようになる。第1点は国民教育の早期普及のための具体的計画案が提示されたことである。各個別々に設立された多様な簡易教員養成機関を統廃合し、奉天に開設の初級師範学堂を頂点とした師範学校体系を確立すること、及び学区制の主要都市での試行、旧教育機関・私塾の小学堂への改組による郷村部での教育普及計画がそれである。その際、学区画定の基準をどこに求めるのかについての議論が起こったが、結果的には人口分布の地域間格差、とくに都鄙間格差が考慮されて、各県独自に基準を決定、実施することとなった。概して基準は巡警区や行政の末端＝村区に求められたが、なかには人口の再調査と面積の再計測を行って、学区を画定するところもあった。第2点は国民教育の早期普及を促進するため、教育行政機関・勸学所とともに視学制度の導入が計画されたことである。第3点は初等学堂の教育課程を奏定学堂章程学務綱領の規定に即して編成する方針を示したことである。周知のとおり学務綱領に提示された初等教育課程は、明治日本の小学校令のそれをモデルとするもので、教育内容は比較的高度且つ多岐に亘り、当時の満州の教育文化程度と著しく乖離したものであったが、移住漢民族の潜在的能力を信頼してこれの編成が強行されたのである。第4点は初等教育機関からの外国人教習の排除、及びこれに代わる人材として近代教育或いは教育養成教育の経験を有する中国知識人の採用計画が打ち出されたことである。すでに述べたとおり、列強諸国の教育文化進出の活発化により、奉天省の各種教育機関に占める外国人教習の割合は漸次多くなっていたのであるが、日露戦争以前に開設された南満州地区の新式簡易学堂には、教授資格をもたない「日本人教員」も少なからず存在、彼等により無計画的且つ非科学的な「初等教育」が実施されるケースも多く、これが中国知識人や郷紳の近代教育に対する不評判の原因となっていたのである⁽³²⁾。国民教育の早期普及をめざす提学使張鶴齡は、外国人教習の専横を私塾教師の近代教育に対する誹謗中傷工作と同様、この計画達成を阻害する主因の一つと捉え、彼等をできる限り早いうちに排除する方針を示したのである。第5点は教育事業の財源を郷紳や商紳の経済力と各種新税に求めたことである。前述のとおり満州では移民人口が大半を占め、彼等移住民は経済的貧困を強いられており、教育事業の財源を彼等の租税に求めることはほとんど不可能であ

った。張鶴齡は生産手段を有する郷紳や地主、及び経済活動により多くの富を蓄積している商紳や商人に新税を課することで不足財源の補填を計画したのである。第6点は経済活動の活発化を期待して、移住民のための識字教育と技能習得の機会が設定されたことである。

すでに述べたごとく、張鶴齡の奉天省教育改革構想の特色は体系的な中等・高等教育機関の設置計画にあり、奉天大学堂の改組と奉天中学堂の設立、中等実業教育機関としての奉天農業学堂と奉天森林学堂の開設、營口商業学堂の接收・改組、専門教育機関としての奉天方言学堂、奉天法政学堂、東三省法政学堂の開設計画が提示されたが、この計画は彼の1908年の突然の死により一時中断せざるをえない。実際にこの計画を推進したのは、彼を襲って提学使に就任した直隸省提学使盧靖であったが、張鶴齡の中等・高等教育機関の創設に果たした先駆的役割は大きく、京師大学堂や直隸師範学堂をはじめとする国内高等教育機関の出身者、及び海外留学帰国者をこれら諸学堂の要職に抜擢してその基礎を築いたのも張鶴齡であった。しかしながら、これら教員養成機関や中等・高等教育機関の組織・運営に与る総教習・顧問を全面的に「内材」から確保することは難しく、結果的には表2のような日本人教習が招聘されることになるのであるが、張鶴齡は契約の締結に際して厳しい雇用条件を日本側に提示、彼等の役割と及ぶ権限の範囲を明確にした。該省の模範的「合同」(契約)となった吉林省農工商局付属実業学堂総教習加知貞一郎(東京高等師範学校出身)のそれにより、張鶴齡が規定した日本人教習・顧問の役割と権限を見ると次のようになる⁽³³⁾。

第1条 本学堂内ノ一切ノ課程、規則ハスベカラク章程ニ照ラシテ一律ニ遵守スベシ。他事ニ干預スルコトナシ。モシコレニ違越スル処アラバ、本学堂監督ハ酌行シテ辞退セシムルコトヲ得タリ。

第3条 該教習ハ受聘後、本学堂ノ許可ヲ得ルコトナク、他項ノ事業ヲ兼営シ、学課ヲ致荒スルコトヲ得ズ。

第11条 該教習教授ニ尽心シ、3年ノ期満チテ学生ノ効卓ヲ成スコト著シキ時ハ、学堂ヨリ酌量シテ1ヶ月ノ薪俸ヲ給ス。

これによると、彼等の活動範囲は奏定学務綱領の示す教育課程と学校規則に即して学堂運営に当ること、これ以外の業務には一切関与できないこと、従って彼等の及ぶ権限の範囲は教授活動上に生ずる諸問題の解決を図ることに限定されていることがわかる。直隸省学務顧問渡辺龍聖の以下に示した「合同」に見られるとおり、従来の日本人学務顧問・総教習の活動範囲と権限は、教育行政組織の立案、各種学校規則の制定、学校行政への直接的関与に及んでいるのであるが、張鶴齡は彼等との雇用契約の締結に際し、それらをできる限り縮小する姿勢を示したのである⁽³⁴⁾。

第6条、本処ニ緊要ナル公事アリ、該員ニ約シテ面商スルニ祭シテハ何時タルヲ論ゼズ、直チニ馳走スルベシ。

第7条、該員ハ常ニ学校司ニ至リテ督弁及ビ参議ト教育一切ノ事務ヲ商定シ、又各種学校ニ赴イテ学務処及ビ教習ノ功課ヲ考察シ学校司督弁ニ申報シ本大臣ニ転申スベシ。

台湾総督府技師横山壮一郎の奉天省農業試験場技師長、及び奉天農業学堂総教習への転出に重大な役割を演じた新渡戸稻造(台湾総督府殖産局長)、及び後藤新平(南満州鉄道初代総裁)と盛京將軍趙爾巽との数次にわたる直接交渉においても、彼等日本人の活動範囲が主要議題となったが、中国側の強い抵抗により結果的にはさきの「合同」の主旨と同様、教授活動上に生ずる諸問

題の解決に限定された⁽³⁵⁾。

2. 初等教育の普及活動と視学制度

ここでは張鶴齡の在任期間に実施された初等教育普及事業の実際を見ることにしよう。表3は該省の地方教育行政教育機関・勸学所を設立年別に列挙したものである。これによると勸学所の嚆矢は1905年7月に設置の鉄嶺県勸学所であり、張鶴齡の提学使就任以後に相次いで設置されていることがわかる。奏定勸学所章程によれば勸学所はそれぞれの地方官を監督とし、総董1名を置いて各州県の学務を統轄させ、総董のもとに各学区選出の勸學員を置いて、彼等に就学の督励、学堂の普及、教育研究、社会啓蒙活動を実施させることになっていた。直隸省をはじめとする教育先進地の勸学所では開明的郷紳が総董や勸學員となり、彼等の主導により初等教育普及事業が推進され、一定程度の成果を収めていたのであるが、張鶴齡もこの方法を採用して、近代教育の経験を有する郷紳や生員を総董に抜擢した。とりわけ張鶴齡が期待をかけたのは日本留学帰国者である。承德県勸学所総董蘇咸亨、海城県勸学所総董張文藻、復州勸学所総董宮玉章、新民府勸学所総董啓元、彰武県勸学所総董張照垣、盤山県勸学所総董孟憲彭、柳河県勸学所総董孫鴻謙、莊河庁勸学所総董孫煥章、営口庁勸学所総董段宝田が留学帰国者で、早稲田大学師範専科に学んだ段宝田を除く他の8名は、嘉納治五郎の設立した弘文学院速成師範理科及び文科の出身者であった。その後、張鶴齡は師範学堂簡易科出身者をも漸次勸学所総董に任用、彼等に命じて奉天省城内承德・興仁県勸学所に準じた模範的勸学所を設置させ、教育改革のための基盤作りを進めるのであるが⁽³⁶⁾、勸学所総董のなかには教育経費横領事件等の諸問題をひき起こす人物もあって、必ずしも張鶴齡の期待どおりの成果をあげたわけではない⁽³⁷⁾。

表3 奉天省勸学所一覧表 (1908年現在)

成立年	勸学所設置州庁府県名				
1905年	鉄嶺県				
1906年	海城県	蓋平県	開原県	法庫庁	新民府
	昌図府	懷仁県			
1907年	承德県	遼陽県	復州	本溪県	営口庁
	鎮安県	彰武県	錦県	寧遠州	綏中県
	盤山県	海龍府	東平県	西豊県	西安県
	奉化県	懷徳県	康平県	鳳凰庁	寛甸県
	莊河庁	興京庁	輯安県		
1908年	遼中県	義州	広寧県	柳河県	遼源県
	安東県	岫巖県	通化県		
不詳・	開原県	錦西県	臨江県	兆南府	開通県
未成立	靖安県	安広県	同江庁		

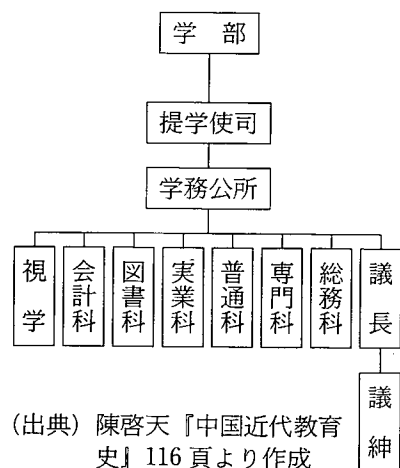
(出典) 東北文史叢書編輯委員会編『奉天通志』第

151巻教育3・清・下 3503~4頁より作成。

初等教育普及事業をさらに積極的に推進すべく、張鶴齡は現職文部省視学官森本清蔵等の協力を得て視学制度の導入を検討、後述のような奉天省独自の『省視学簡章』を立案した⁽³⁸⁾。近代中国において視学制度を言及した最初の法令は、1906年発布の「奏定各省学務官制弁事権限並勸学所章程」である。該章程には、(1) 提学使のもとに6名の省視学を配置し、各府庁州県の学務を巡視すること、(2) 省視学には師範教育経験者及び外国遊学経験者を任ずること、(3) 各勸学所に県視学1名を配置し、これを勸学所総董に充てること、(4) 省視学の巡視に際し、県視学はこれを全面的に援助することなどが謳われ、省視学—県視学(勸学所総董)—勸學員を基軸とした教育行政組織の確立を企図していたが、視学制度運用の方法、就中省視学の職務内容や権限についてはこれを規定せず、各省提学使及び学務公所に委ねて「隨時研究シ知識ノ補充ヲ謀ル」こととした。いち早く視学制度の導入を決定した張鶴齡は、早速省視学の人選に着手する一方、学務公所に命じて省視学の職務内容と権限のありかたを研究させるのであるが、これに際し彼等が注目したのは文部省編『視学提要⁽³⁹⁾』及び提学使の著した各種日本教育調査報告書であった⁽⁴⁰⁾。これらのうち特に参照されたのは前者の『視学提要』で、同書は「視学制度ノ沿革、視学ノ性質、中央視学、地方視学、郡視学、市視学、市視学及び其ノ資格、視学及び生徒トノ関係、視学ト教員トノ関係、学級ト学科、進級ト試業、視学ト保護者トノ関係、視学ト体育トノ関係、視学ト德育トノ関係、視学ト管理訓練トノ関係、視学ト教育官司トノ関係、視学ト改良教員策トノ関係」からなり、明治32年の地方官官制に規定された中央視学及び地方視学の職務と権限の構造を詳述、地方教育の監督強化、就中初等教育の内的事項の画一化に果たす視学の役割の重大性を強調した点に特色があった。張鶴齡と学務公所は省内の教育文化状況や社会状況、民情や知識人の気風等を考慮し、他省に先駆けて省視学の職務と権限のあり方をまとめ、これを『省視学簡章』に公表したのである。それによれば、(1) 勸学所の組織及び機能を調査する、不備な点を勸学所総董に勧告し改善を求める、(2) 各府庁州県における初等教育の普及状況を調査する、その結果に基づいて教育普及策や改良方策を県視学及び総董と諮る、(3) 特に学区の再編成と学堂建設を督励し就学率の向上を図る、(4) 小学堂の教育課程や教授法の実際、及び教具・教材の整備状況を巡視する、不備な場合、勸学所総董及び学董にこれの改善を勧告する、(5) 省視学は実態調査の結果を提学使に報告する、(6) 提学使を補佐して全省規模の教育改革方策を立案するなどとなっており、省視学の職務が日本の文部省視学官に付与された地方教育行政監督権と地方視学の教育の内的事項に対する統括権を兼備したものであったことがわかる。1908年、提学使張鶴齡は知識人蕭鴻鈞と錦州県学歳貢李光第を省視学に任命する一方、学務公所との協議を経て、近代教育の経験と日本教育視察の実績を有する同公所普通科員廖楚璜、図書科員謝蔭昌、編校員許蔭椿を省視学補佐に抜擢、彼らが議紳や議長と緊密な協力体制を樹立し、上記任務を遂行することを求めたのである⁽⁴¹⁾。

それではこれに応じて省視学及び省視学補佐はどのような活動を展開したのであろうか。彼等の活動のうち勸学所及び小学堂に対して行った行政指導=改善勧告をまとめると表5のようになる。

表4 提学使司組織図



(出典) 陳啓天『中国近代教育史』116頁より作成

表5 省視学の学務改善勧告 (1908~1909)

州庁県名	学務改良・整頓弁法	州庁県名	学務改良・整頓弁法
承德県	郷学籌款弁法 20 条	西安県	不 明
遼陽州	不 明	康平県	不 明
海城県	学務改良弁法 8 条	同江庁	学務改良弁法 6 条
蓋平県	学務改良弁法 16 条	鳳凰庁	学務改良弁法 18 条
復 州	学務改良弁法 14 条	安東県	学務改良弁法 8 条
金 州	不 明	寬甸県	学務改良弁法 18 条
鉄嶺県	不 明	岫巖県	学務改良弁 10 条
開原県	学務改良弁法 10 条	莊河庁	学務改良弁法 15 条
遼中県	不 明	興京庁	改良弁法 6 条・小学堂 改良事項 10 条
営口庁	学務改良弁法 14 条	通化県	学務整頓弁法 8 条
法庫庁	学務改良条議 7 則	懷仁県	学務改良弁法 13 条
新民府	改良弁法 8 条	輯安県	学務改良校務規則 6 条
鎮安県	学務改良弁法 6 条	臨江県	不 明
彰武県	不 明	兆南府	不 明
錦 県	学務改良弁法	開通県	不 明
広寧県	学務改良章程 6 条	靖安県	不 明
義 州	学務改良弁法 6 条	安広県	不 明
寧遠州	学務改良弁法 2 条	牛 莊	学堂改良弁法 10 条
綏中県	学務改良弁法 10 条	柳河県	不 明
盤山庁	不 明	昌図県	不 明
錦西県	不 明	遼源県	不 明
海龍府	不 明	奉化県	不 明
東平県	不 明	懷徳県	不 明
西豊県	不 明		

(出典) 奉天省学務公所編『奉天教育雑誌』第 4.5.6.7.9.10.11 期
(1908 年), 奉天省学務公所編『奉天教育官報』第 22 期 (1909
年 7 月), 東北文史叢書編輯委員会編『奉天通志』第 4 巻より
作成。

さらに省視学の行政指導により勸学所が実行した業務内容を見ると次のようになる。学齡児童数の徹底調査及び学区の再編成, 学区の状況に適應した多種多様な初等教育機関の設置, 各学区勸学員の選出基準及びその職務規定の確立, 勸学員のための研修機関の設置, 新設小学堂の教育実態調査及び不良教員の再教育, 私塾の小学堂への転用措置及び私塾教師の再教育, 検定試験による不適格教員の排除, 退学及び怠学学生に対する罰則規定の確立, 各種教員養成機関の実態調査及び実習機関としての付属小学堂の設置, 官書局の設置と学部審定小学堂用教科書類の翻刻, 旧科挙合格者の近代学校への進学奨励, 不足する専科教員による巡回授業の実施, 各種女子教育機

関の早期開設、地方紳士及び商紳に対する経済的援助の要請、車税など各種租税の教育経費への転用措置、社会教育機関・宣講所の開設等がそれで、『省視学簡章』に規定されたそれを大幅に越えて、本来学務公所の任務たる教育経費の確立事業にまで及んでいることが理解されよう⁽⁴²⁾。前述のごとく奉天省では勸学所総董による教育経費着服事件が発生し、これが初等教育の普及事業を遅滞させる一因ともなっていたのであるが、提学使は省視学に学務公所の有する行政指導権の一部を付与することで、こうした不祥事防止と近代学校に対する信頼回復、及び教育普及計画の実現を企図したものである⁽⁴³⁾。一方、初等学堂の教育課程及び教育施設・設備に関する改善勧告は主に学堂董事に対して行われた。そこでは当然のことながら、児童の学力に即応した教育課程の編成、無資格外国人教習の初等学堂からの排除、及び中国人正規教員の採用、学堂の社会教育事業団体への開放、補修教育のための日曜登校制度の確立が勧告の要点であったが、この他に帳簿類の整備、学校内における児童生徒の生活規則の確定、不足する教具・教材及び図画儀器・標本類の共同利用制度の確立、各校における研究授業の実施、主任制度の導入による学校組織の確立、学校医の配置及び教室内の衛生状態の改善、運動場の整備・拡張及び体操専科教員の指導による兵式体操の実施等が彼ら董事に求められた⁽⁴⁴⁾。

3. 現職教員の再教育事業

ここでは初等教育の普及活動の一環として、学務公所の実施した現職教員の再教育事業について言及しておこう。前述のごとく、奉天省各庁州県には日露戦争直後から日本軍政署の協力により、簡易師範学堂や師範学堂簡易科等の教員養成機関が各個別々に設立されていたのであるが、当初これら諸学堂の教育課程は未整備状態にあり、これに師範学堂教員の力量不足がてつだって、質的に優れた初等学堂教員を養成することはほとんど不可能であった。このため学務公所は、各師範学堂を卒業してまもない初等学堂教員の再教育の必要性を痛感、これを実施すべく教育官練習所を所内に設置して、日本人教習の指導のもとに彼等現職教員を1ケ年間再教育する計画を立てたのである。第1期講習は1906年旧暦12月から開始、まず省城内承德・興仁県の小学堂監督及び教員120名を対象に、近代学校の管理、運営に関する知識と方法及び近代教授法、国文、算術を受講させた。この任務には盛京將軍趙爾巽の命により学務公所顧問榎元半重、及び前大阪商業学校清国語教員孟繁栄があたり、「西洋の学説に心酔せず、又邦人の新論に盲従せず、要は唯此邦の現状と旧慣とに鑑み如何の識見と方法とを以て、将来の改良上進を図るべきかに考慮を費し⁽⁴⁵⁾」て授業を進め、翌年旧暦12月所期の目的を達成して講習を終了、検定試験に合格した96名の職場復帰を実現させている⁽⁴⁶⁾。第2期講習は1908年旧暦2月から開始、ここでは学校管理法や教授法、国文のみならず、理化、博物、算数の再教育をも実施した。これに際し学務公所は奉天師範学堂算数科教習海国臣、博物科教習高博泉、理化科教習宋憲文を同所教習として招き、彼等と顧問榎元半重との協力体制のもと、1ケ年に及ぶ講習を進めたのである⁽⁴⁷⁾。この他学務公所は管理教員養成のための教育研究会を公所内に設置、毎年人物ともに優れた教職経験者50名を抽出して入会を求め、榎元半重と通訳を兼ねる助教張伝来の指導のもとに学校管理法に関する専門的知識と技能を研修させている⁽⁴⁸⁾。

こうした省レベルでの現職教員再教育事業の活発化に伴い、地方教育行政機関・勸学所主導の再教育事業も漸次実施されることになった。モデル的勸学所として設置された承德・興仁県勸学

所の場合を見ると、1907年から長期休暇を活用して随時講習会を開設、教育官練習所出身の現職教員と管理教員の協力を得て、県内各地の簡易小学堂教員100名を対象に、近代教授法及び学校管理法に関する講習を進めた⁽⁴⁹⁾。これが予想以上の成果を上げると、同勸学所は所内に師範研究所を常設し、生員から小学堂教員に転身してまもない現職教員のための教材研究と教授法研究の機会を提供している⁽⁵⁰⁾。

提学使張鶴齡と学務公所が率先して実施した現職教員再教育事業の一つに私塾及び郷学教師の再教育がある。前述のごとく奉天省各地には科挙時代から家塾や書房などの私塾が漸次設立されてきたのであるが、学部はこれら私塾のうち30名以上の児童を有する私塾を初等小学堂に改組し、初等教育の普及を図る計画であった。しかしながら、私塾教師の大半は近代教育の経験に乏しく、上記目的を達成するためには彼等私塾教師の再教育が緊急の課題であったのである⁽⁵¹⁾。1907年春、学務公所と各勸学所は、私塾教師を各学区ごとに集めて国文及び「談話」(話し方)試験を行い、その成績により彼等を最優等、優等、中等、下等に分けて以下のような再教育を開始した。(1)最優等者はこれを民間教育団体省教育会の運営する塾師研究所(後私塾夜課研究所に改称)に派遣し、臨時講師榎元半重等の講ずる「西学」及び教授法、学校管理法を6ヶ月間受講する、修了後検定試験を実施し成績優秀者を正規教員として採用する、(2)優・中等者には「執照」(証明書)を授与し臨時教員に任ずる、この間の授業は随時勸学所総董及び勸学員の指導を受ける、また勸学所の主催する夜間塾師研究所に通学し10ヶ月に及ぶ研修を受ける、成績優秀者は正規教員に任用する、(3)下等者には私塾教師の廃業を命ずる、がそれである⁽⁵²⁾。こうした私塾の簡易小学堂への転用計画と同様、同勸学所は県内各地の郷村に成立した民間立初等教育機関・郷学を公立初等教育機関に再編成する計画を立て、そのための準備として近代教育の経験に乏しい郷学教師の再教育を実施した。その任務を担ったのが各学区に設置された郷学研究会で、ここでは主に単級教授法の訓練が実施されている⁽⁵³⁾。

しかしながら、こうした再教育による私塾教師及び郷学堂教員への転出計画は、「束収」をはじめとする従来のような利権の喪失を恐れる彼等の抵抗もあって順調には進まず、学務公所の立

表6 奉天省における小学堂の普及状況

学堂の種類		1907年	1914年
学堂数	高等小学堂	10校	不詳
	両等小学堂	95校	—
	初等小学堂	1,208校	5,039校
児童数	高等小学堂	532校	8,814校
	両等小学堂	7,869校	—
	初等小学堂	37,566校	199,110校

(出典) 学部総務司編『第1次教育統計図表』(1907年版)、及び日本外務省記録所収『奉天人ノ教育程度』(1914年版)より作成

表7 奉天省城における小学堂の普及状況

	1905年	1906年	1907年
省城内	10校 (2)	8校 (1)	11校 (1)
省城外(東路・西路・北路・南路)	0校 (—)	13校 (—)	156校 (—)

(出典) 奉天省学務公所編『奉天教育雑誌』第10期(1908年旧暦10月)より作成、()内は女子小学堂数

案した私塾の小学堂への改組計画は大幅に遅延することとなった。教育行政機関の強力な行政指導により私塾改組計画が軌道にのるのは、前述の視学制度が確立する1909年以降のことである。

IV. 奉天師範学堂の開設

1. 奉天優級師範学堂選科の開設計画

前述のとおり、奉天省各府州県には簡易師範学堂をはじめとする各種教育養成機関が設置され、各個別々に活動を展開していたのであるが、全省規模の初等教育の普及を目指す提学使張鶴齡は、師範教育体系の確立が緊急課題であると判断、率先してこれの改革に着手したのであった。張鶴齡の改革案は、まず奉天に初級師範学堂教員及び中学堂教員の養成を目的とする優級師範学堂を開設し、初級師範教員の輩出を持って各府州県に存在する各種教員養成機関を初級師範学堂に改組・統合する一方、優級師範学堂の開設事業と並行させて、既設の奉天師範学堂簡易科を該省の模範的初級師範学堂に改組しようというもので、省立優級師範学堂一州県立初級師範学堂一教員講習所を基軸とする師範教育体系の整備、確立計画案であった。優級師範学堂のあり方については中国側当局者の間に見解の相違があり、東京高等師範学校をモデルとした4年制優級師範学堂の設置を主張する郷紳呉景濂と、短期教員養成を目指す3年制優級師範学堂選科の採用を提言する張鶴齡との間で議論が闘わされたが、国民教育普及事業の遅滞状況を短日月のうちに打開しようとする盛京將軍趙爾巽の強い要請により、3年制優級師範学堂選科が開設されることになった⁽⁵⁴⁾。

張鶴齡が校址を省城内般若寺跡に定めて、優級師範学堂選科の設立事業に着手したのは1906年旧暦9月のことである。階梯は予科1年・本科2年をもって編成し、師範学堂簡易科卒業生及び中学堂中途退学者を対象に、150名の初級師範学堂専科教員を養成する計画である。学部公布の「優級師範選科簡章」(1906年旧暦1月6日)の主旨に即した設立計画であったが、設立経費の不足により該選科の学科構成は理化科と数学科を統合した理化数学科、地理歴史科、及び博物科の3コースとした⁽⁵⁵⁾。予科の履修科目は、倫理、国文、数学、地理、歴史、理化、博物、体操、図画、英文の10科目、それぞれの週当り授業時間数は数学と英文が8時間、他科目のそれは2~3時間とした。入学者の大多数を占める師範学堂簡易科卒業生の語学力の向上と近代化教科に対する理解力を深めることが予備教育設定の主旨であった。一方、本科は各コースとも2ヶ年4学期制とし、教育課程は教職基礎科目としての通習科目と教科専門科目としての主課科目に分けて編成した。表8が前者の教育課程、表9が後者のそれである。

表8 本科通習科目

	第1学期		第2学期		第3学期		第4学期	
倫理	倫理学史	1	倫理学史	1	東西洋倫理学	1	東西洋倫理学	1
教育	教育学	3	教育学	3	学校制度 学校管理法	3	教授法 学校管理法	3
心理	心理学	2	心理学	2	心理学	1	心理学	1

論理	論理学	2	論理学	2	論理学	1	論理学	1
英文	英文	5	英文	5	英文	5	英文	5
日文					日文	2	日文	2
体操	普通体操	2	普通体操	2	兵式体操	2	兵式体操	2

(出典) 学部「優級師範選科章程」(1906年公布)より作成。

表の数字は週当たり授業時間数。

表9 歴史地理科主課科目

	第1学期		第2学期		第3学期		第4学期	
歴史	中国歴史	10	中国近代史	10	アジア史 西洋古代史	10	西洋古代史 歴史研究法	10
地理	地理総論 中国地理	8	中国地理 各州分論	8	各州分論	8	地質地文 人文地理	8
法制 理財	法制大意 理財学大意	3	法制大意 理財学大意	3	法制史 理財学史	3	法制史 理財学史	3

(出典) 学部「優級師範選科章程」(1906年公布)より作成。

表の数字は週当たり授業時間数。

これによると総授業時間数は36時間、そのうち通習科目は15時間、主課科目は21時間である。短い就学年限内に所期の目的を達成すべく師範学堂簡易科履修科目と重複する通習科目の授業時間数はこれを少なくし、専門性の高い主課科目の授業時間数はこれを多く設定することとした。该校優級師範選科の教育課程のうち注目すべきは、財政難を理由に独自の理化数学の教育課程が編成されたことである。「優級師範選科簡章」によれば理化科と数学科は別個に教育課程を編成し、専門性の高い両分野の教員を多く養成することになっていた。同簡章に規定された理化科主課科目の授業時間数は21時間、このうち物理、化学、地文及び実験のそれは16時間、幾何、代数のそれは5時間であり、数学科主課科目の授業時間数は19時間、このうち理化関係科目のそれは4時間であった。それに比べ、新設の理化数学科教育課程は、理科教員と数学教員の同時養成を達成すべく、理科実験を除く他科目を理科専攻師範生と数学専攻師範生の共通履修科目としたのである。このため理化数学科師範生の学力は向上せず、1909年に学部実施の学力検定試験、即ち「覆試」の結果は極めて低調であった。同年秋該学堂監督吳景濂は、学科構成の早期改善の必要性を痛感、新任提学使盧靖とともに該優級師範選科の優級師範学堂への改組・昇格事業に着手することになる⁽⁵⁶⁾。

2. 模範学堂としての奉天初級師範学堂

優級師範学堂の開設事業と同様、奉天師範学堂簡易科の初級師範学堂への改組事業も1906年秋から始まった。これに際し監督吳景濂は奉天教育界の全面的協力を求め、学部公布の「奏定学堂章程」に示された初級師範学堂をモデルとする奉天初級師範学堂の設立計画を立案した。それによると、奉天初級師範学堂の教育課程は5年、履修科目は全学年とも修身、教育、読経講経、中国文学、算学、地理、歴史、理化、博物、体操、図画、習字、音楽、外国語、週当たり授業時間

数は36時間と定められた⁽⁵⁷⁾。当初の計画では、初級師範学堂本科の履修科目が優級師範学堂選科予科のそれと同類であること、及び教員の招聘工作或教員・教材、実験器具類の整備作業が至便であることを理由に、両者の同時開校を目指したが、奉天省の特殊な社会状況や教育文化の未発達状況が災いして、師範学堂簡易科を構想どおりの模範的師範学堂に改組することは極めて困難であった。このため、提学使張鶴齡は京師大学堂優級師範科出身の郷紳貴恒を教務長に、学務公所総務課員思格調を庶務長に抜擢し、諮議局議員として多忙を極める同校監督吳景濂を補佐させる一方⁽⁵⁸⁾、学務顧問森本清蔵を同校総教習に任用して強力な指導体制を整え、該省の実情に即した初級師範学堂の設立を彼等に求めたのである⁽⁵⁹⁾。これに応じて彼等は新たに改組構想を立案するのであるが、該師範学堂の教育課程編成のあり方をめぐっては当初から両国教習間に見解の相違があった。監督吳景濂等は奏定学堂章程に示された教育課程に基づいて外国語を選択科目とし、これに当てる授業時間数を最小限に抑え、教育学及び講経経緯の授業時間数をできる限り多く充当する意向を示したのに対し⁽⁶⁰⁾、森本清蔵は満州軍及び奉天軍政署の意向を考慮して、「授業科目ハ奏定学堂章程ニ準拠シ之ヲ取捨折衷シ之ニ日本語ノ一科ヲ加フル」ことを強調した⁽⁶¹⁾。これに際し日本側が先行事例として提示したのは、日本軍政署の全面的協力のもとに立案された蓋平師範学堂章程（1905年発布）及び海城師範学堂章程（1905年発布）である。前者はすでに述べたとおり蓋平県軍政署の指導により同県知県祥徳及び商紳等が立案したもので、「第1章呼称及職制、第2章学堂經費、第3章年業、第3章進学退学、第4章考試、第5章住房、第6章学堂、第7章揭示、第8章賞罰、第9章授業時間割及課程」からなり、「第1章立学総義、第2学科程度、第3章考録入学、第4章畢業効力義務、第5章屋場図書器具、第6章教員管理員」をもって構成される奏定初級師範学堂章程と比べ次のような特色を有していた。(1) 財政管理、学校行政に関する学堂監督の具体的権限を明記していたこと、(2) 総教習を職階制に位置付け、その具体的権限を明記していたこと、(3) 師範生に規律ある学堂生活を求めていたこと、(4) 教育課程編成に工夫が見られること、がそれである。これらのうち注目すべきは、第1学年の教育課程で、前期のそれをみると以下のような工夫の跡がみられる。総授業時数を6時間増やして40時間とし、これの3分の2を日本語及び日本語文法に充てる一方、近代教育の経験に乏しい師範生の学習の負担を軽減すべく、近代教科のそれを5時間に限定していること、後期の場合、総授業時数を3時間削減して33時間とし、これのおよそ2分の1に相当する16時間を近代教科に充てる一方、日本語及び日本語文法の学習時間を大幅に軽減し、その授業時間数を8時間としていること、1学年2学期制を採用して、それぞれ別個に教育課程を編成し、多様な近代教科の習得の機会を師範生に提供していること、日本語をとおして近代知識が獲得できるよう配慮されていることである⁽⁶²⁾。後者即ち海城師範学堂章程は海城県軍政署の勸諭により該県知県及び教育界有力者が立案したもので、「第1章総則、第2章職員、第3章入学、第4章学科、第5章授業、第6章日期、第7章学額、第8章考試、第9章畢業奨励」からなり、奏定初級師範学堂章程と比べて次のような特色を有していた。(1) 総教習はこれを設置せず、教員の互選により選出される教務長を新設し、学校運営と教授活動全般を統括させたこと、(2) 師範生の規律ある寮生活を徹底させるため監学及び監院を設け、師範生と起居を共にさせたこと、(3) 中等教育機関の未発達状態を考慮し、入学対象を専門学堂進学希望者に拡大したこと、(4) これに対応すべく教育課程の運用に工夫をこらしたこと、がそれである。当然のことながら、ここで注目すべきは以下のような柔軟性を有する教育課程の運用方法である。教育課程は奏定初級師範学堂章程の

それに基づいて編成し、修身、教育、読経講経、歴史、中国文学、地理、歴史、理化学、博物学、算学、習字、図画、体操、及び外国語を必修科目としたこと、外国語は日本語の他英語の履修を認め、前者を全学年の必修科目、後者を第4・5学年の選択科目としたこと、総授業時数36時間の教科配分についてはこれを何等規定せず、入学者の学力状況に応じて配分したこと、高程度の学力を有する挙人、貢生及び監生には修身、読経講経、中国文学、習字の履修を免除し、教育、歴史、地理の自己学習を奨励したこと、これとは逆に自然科学関係目の学習に比重を置いたこと、教科内容及び教育課程は全科目とも奏定中学堂章程のそれとほぼ同等したことがそれである⁽⁶³⁾。森本清蔵はこれら先駆的事例に倣って、奉天省の現実に即応した奉天師範学堂章程の立案を提言、自らその作業に参画することを申奏したが、該学堂監督吳景濂等に拒絶され、学堂創設事業に対する森本の直接的関与は実現しなかった。しかしながら、中国学務当局者の立案した「奉天師範学堂章程」「奉天師範学堂擬呈送考簡章」「奉天師範学堂招考規則」及び「奉天師範学堂管理章程」はいずれも蓋平師範学堂章程あるいは海城師範学堂章程の影響を受けており、学堂章程の地域別編成を求める森本清蔵の提言は一定程度受け入れられたものとみることができよう⁽⁶⁴⁾。これら諸教育規則の特色をまとめると次のようになる。

- (1) 入学定員：募集定数を100名とし、当面甲乙2班を編成する。定数のうち40名は省城内、60名は各州県に割り当てるものとする。各州県は原則として人口密度の高低により、大・中・小に区分し、それぞれ3名・2名・1名を割り当てるものとする。補欠は20名、うち10名を聴講生、10名を挿班生とし欠員が生じた場合、前者から順次入学を許可する。
- (2) 年齢及び資格：18歳以上25才未満とする。文理に精通し健康な者。公理に従って行動し、学堂の諸規則を遵守できるもの。
- (3) 試験：試験は第1次と第2次に分けて実施する。第1次は学務公所普通課員の立ち会いのもと各州県で実施する。答案用紙は2次試験時に学務公所に提出する。第2次試験は「策論」及び客観問題とし、師範学堂で実施する。第1次試験答案用紙と比較して筆跡鑑定を行い、不正行為が判明した場合不合格処分とする。
- (4) 経費：1カ年間1人平銀60両とし、各州県の公費をもってこれを納入するものとする。但し、教科用図書及び文具類は自弁とする。
- (5) 等位：卒業試験の結果により等位を授ける。最優等者・優等者・中等者は師範貢生に列し、それぞれ教授・教諭・訓導に任ずるものとする。下等者及び最下等者は等位に列せず、それぞれ卒業証書、修了証書のみを授与するものとする。
- (6) 服務規定：教育関係職への服務は4カ年とする。それ以後の官吏登庸試験への応試はこれを咎めない。

これにより注目すべき点を指摘すると以下のようなことになる。第1点は初等教育の均質的普及を達成すべく、教員養成計画が人口密度の高低に基づいて立案されていること、第2点は東亜同文会により立案された満州における「学校経営案ノ大綱」の主旨とほぼ軌を一にした教員養成計画であること、第3点は教員養成教育の対象を旧科挙合格者及び生員に拡大し、彼等の近代学校教員への転出をとおして近代教育の地方社会への普及、定着を目指していること、第4点は学校教員の社会的地位を科挙の等位に照応させる、所謂「新科挙」制度を人材確保の維持装置として活用していること師範生に日本語学習を課し、日本語書籍をとおして近代学問の獲得を求めていること、科挙合格者及び生員の教員への転進を実現させるべく、近代教科の学習の機会を多く設定し

ていること、がそれである。これら諸教育規則は、奉天省城のみならず極度の人材不足に苦しむ各州県のための有効な師範生獲得方法であったと言ってよい。事実、1907年旧暦7月3日の第1次客観試験は各会場とも盛況であった。「科学問題数則」⁽⁶⁵⁾を含むこの試験の結果は良好であり、さらに同月7日実施の第2次試験、即ち「管仲樂毅優劣論、中国ト教育トノ關係」を題目とする「論策」の結果も極めて良く、合格者は106名を数えたのである⁽⁶⁶⁾。該学堂監督吳景濂等の創案した教員養成計画は順調なスタートを切ることになる。

3. 師範教習の招聘工作

ここでは奉天優級師範学堂選科予科及び初級師範学堂本科の教員養成教育を担った日中両国教習の招聘経緯を明らかにしておこう。優級師範学堂選科予科及び初級師範学堂本科第1年の履修科目及び教育内容は表10のとおりである。前述のとおり両学科とも倫理、修身、講経読経、中国文学を除く近代教科の教育程度を同じくし、両学科同時開講を目指したのであるが、これを実現するためには多様な教習の確保が先決であった。この招聘工作には盛京將軍趙爾巽と提学使張鶴齡が奔走し、まず京師大学堂師範科出身の吳景濂を同校監督に、学務顧問森本清蔵を総教習に抜擢するのであるが、その後の張鶴齡の招聘工作にもかかわらず、師範教育の大半を担う中国人教習の招聘工作は難航し、1907年春の選科予科開講も危ぶまれる状況であった。やむをえず張鶴齡は厚遇を条件に、該省出身の京師大学堂師範科生、直隸師範学堂及び山東省師範学堂在籍者の帰奉を積極的に促す一方⁽⁶⁷⁾、江蘇省学務總會を介して師範教習の派遣方を各機関に依頼したのである⁽⁶⁸⁾。しかしながら、招聘に応えた師範生は教務長を兼務する貴恒、工科举人陸家鼐(理化担当)、曾繼寅(地理担当)、任振楚(経学、歴史担当)、陳為鑑(倫理担当)、雷林(国文担当)の7名に過ぎず、しかも前者3名をのぞく他の教習は近代教育未経験者であった⁽⁶⁹⁾。このため優級師範学堂選科予科は体操と図画を未開講とし、さらに教務長貴恒と理化教習陸家鼐にそれぞれ英文、国文及び数学をしばし担当させる便法をとって師範教育を開始することになるのであるが、彼らの力量不足は覆い難く、こうした変則的な学堂運営のあり方に対する批判が学堂内外からおこり、学堂運営は一時困乱を余儀なくされた⁽⁷⁰⁾。こうした非常事態を打開すべく張鶴齡と吳景濂は、京師大学堂や直隸省学務当局の協力を得て、力量不足の師範教員の更送、日本人教習の増聘を決定する一方、総教習森本に「理化博物数学等の如き純粹の科学に属する」科目を一定期間担当させたのである⁽⁷¹⁾。

表10 優級師範選科及び初級師範本科の教育内容対比表

	優級師範選科予科		初級師範本科第1年
倫理	人倫道德要旨	修身	5種遺規、古詩歌
国文	文体講義及び文体練習	中国文学	読文、作文、官話練習
数学	算術及び代数学初歩	算学	算術
地理	世界地理大要	地理	地理総論、アジア地理
歴史	世界史大要	歴史	中国史
理化	理化示教	理化	物理

博物	博物示教	博物	植物、動物
体操	普通体操	体操	普通体操、兵式体操
図画	自然画	図画	自在画、用器画
経学	不詳	読経講経	春秋左伝
英語	読解、会話、文法	教育	教育史
		習字	楷書
		音楽	不詳
		外国語	日本語、英語

(出典) 海城師範学堂編「海城
初級師範学堂章程」、
学部編「優級師範選科
章程」より作成

高度な各科主課科目及び理科実験や博物実験に与かる教習の招聘工作が順調に進み、以下のごとくの新進気鋭の人材が該学堂に結集するのは、袁世凱の命を受けた直隸提学使盧靖の来奉以降のことである⁽⁷²⁾。

- 国文：王光烈（京師大学堂師範科・第1類中国文学専攻）
海清（京師大学堂師範科・第1類中国文学専攻）
経学：李恩藻（京師大学堂師範科・第1類中国文学・英文学専攻）
数学：閻煥圭（京師測繪学堂）
孫祝耆（江蘇省南菁高等学堂）
理化：蕭承弼（京師大学堂師範科・第3類算学・物理・化学専攻）
李樹滋（京師大学堂師範科・第3類算学・物理・化学専攻）
関口弥作（東京帝国大学理科大学）
博物：謝運麒（京師大学堂師範科・第4類動物・植物・鉱物専攻）
高元溥（京師大学堂師範科・第4類動物・植物・鉱物専攻）
倫理歴史：鄒雲鵬
法政経済：延 栄（法政大学・法政速成科・政治専攻）
教育：盧宗呂
心理論理：松下敬次（東京帝国大学文科大学・第1高等学校教授）
英文：李恩藻（京師大学堂師範科・第1類中国文学・英文学専攻）
宋鳳純（京師大学堂師範科・日文・英文別科専攻）
日文：宋鳳純（京師大学堂師範科・日文・英文別科専攻）
音楽：韓麟紱（日本音楽院）
図画：松 秀（京師大学堂師範科）

V. その後の奉天教育—結びに代えて

新任提学使盧靖の来奉まもなく、奉天省教育界を取り巻く社会情勢は新局面を迎えた。中東鉄道の沿線や付属地における日本とロシアの活発な経済活動、就中商品作物の買い付けと天然資源

の開発及び工場製品の普及活動により、該省全域にわたる民族産業の衰退傾向はすでに顕著であったが、こうした状況に対抗すべく、1909年奉天省政府は該省経営施策に修正を加え、施策上の最重要項目を従来の教育近代化事業から「銀行ノ開設、鉄道ノ敷設、商埠ノ開放、実業ノ創建、屯墾ノ大規模実施⁽⁷³⁾」へと移したのである。当然のことながら、この施策修正により教育経費の大幅な削減、既設各種学堂の規模縮小、募集定員の削減、教職員の整理が断行される一方、不足する教育経費を補填すべく極度な経済的貧困に苦しむ該省民衆から様々な名目のもとに多額の教育経費が徴収されることになった。その結果、教育財政の比較的潤沢な承德県、遼陽県、鉄嶺県、蓋平県、新民府を除いて各種学堂の開設計画は遅々として進まず、増税に反発する民衆の毀学運動も災いして小学堂の普及事業は行き詰まりをみせたのである。とりわけ、張鶴齡の立案した奉天兩級師範学堂—各州県初級師範学堂を基軸とする中等・初等教員養成計画の再検討は必死の勢いとなり、同時に国民教育普及計画の修正も避け難いものとなった。こうした状況のもと、提学使盧靖は来奉するのであるが、盧靖がまず着手したのは張鶴齡の初級師範学堂改組画によりすでに廃止が決定した師範学堂簡易科の復活である。盧靖の立案した「奉天兩級師範簡易科章程」によれば、奉天教育界の最重要課題は未就学児童6万人の就学を実現することであり、そのためには各州県の未就学児童を各学区ごとに算出し、それに即して単級小学堂を設置すること、師範教育内容は単級教授法を中心に編成することが強調された。当初の計画によれば、この任務には初級師範学堂教員のうち比較的授業時間数の少ない教育学担当の中国人教習、教育官練習所教習榎元半重及び通訳を兼ねる助教魯強東が当たることになっていた⁽⁷⁴⁾。この盧靖の教員養成多様化計画は順調に進み、1911年夏には180名の優級師範選科生及び簡易科生、100名の教育官練習所講習生を、翌1913年には1750名の各県初級師範本科生を各地方教育界に送り出すこととなり⁽⁷⁵⁾、その結果混乱治まらぬ中華民国成立直後の小学堂設立事業は間断なく続き、1914年には初等小学堂数5,039校、就学児童数199,110名を数えるに至った⁽⁷⁶⁾。

提学使盧靖の来奉に先立つ1908年夏、奉天省教育界を揺るがす注目すべき一大事件が蓋平県で起こった。満鉄沿線及び付属地では日本の大陸進出を嫌忌して早くから排日気運が醸成され、これの教育界への影響も大きく、教育近代化事業のあり方をめぐる両国間の摩擦が各州県教育界において生起していたのであるが、軍政署の協力により各種学堂の創設をみた地方では日本の教育関与を排除しようとする気運が特に顕著であった。前述のごとく蓋平県師範学堂はその代表的学堂であり、該学堂の管理・運営のあり方をめぐって県当局と軍政署との確執が続いたのであるが、1908年に実施の省視学蕭鴻鈞による蓋平県師範学堂学務調査は、この確執に拍車をかけ、やがて同学堂日本人教習を排斥するといった事態を生起させたのである。その契機となった省視学蕭鴻鈞の学務調査報告は、亀淵龍長を中心とする日本人教習の人格、勤務状況、教育成果などを調査したもので、彼等に対する評価は以下のように記されていた。日本人教習は「虎踞シテ他者ノ箴言ヲ容レズ」、独断に満ちていること、隔日勤務制を採用し、授業時間も少なく、教員出席冊、試験成績簿などの帳簿類が未整理であり職務怠慢は明白であること、従って見るべき教育成果がなく、師範生の日本人教習に対する不満が高まっていること、しかしながら、日本人教習のために莫大な学堂運営経費が浪費されていることがそれで、同報告書は「学務ノ整頓ヲ実行セントスレバ、日本人教習ノ辞退ヲ実行セザルベカラズ」と結んだのである⁽⁷⁷⁾。この省視学の調査報告に端を発する日本人教習排斥の気運は日本の影響下にある近隣州県各学堂に波及し、やがて奉天省城へと拡大していくのであるが、この日本人教習排斥事件は、まさに教育権確立を希求

して中華民国以後に展開する中国側の主体的教育営為の原初形態であったのである。

[注]

- (1) 阿部洋「旧満州にける日本の教育事業と教育権回収運動」アジア政経学会『アジア研究』第27巻第3号1980年10月。槻木瑞生「満州にける教育の展開と満鉄の教育」阿部洋編『日中教育文化交流と摩擦』1982年11月 第一書房。駒込武「植民地教育と異文化認識」『思想』1992年4月 岩波書店。
- (2) 清朝のマンチュリア封禁政策と漢民族によるマンチュリア開拓史の詳細は、小峰和夫『満州一起源・植民・覇権』を参照のこと。御茶の水書房1991年11月。
- (3) 斉紅深『東北地方教育史』第5章「清代的東北教育」119～155頁 遼寧大学出版社 1991年12月。東北文史叢書編輯委員会編『奉天通志』第150巻教育2 清代教育。
- (4) 関東局文書課編『関東局施政三十年史』166～168頁 1926年12月。
- (5) 百瀬弘「清末直隸省の村三図」205～216頁『明清社会経済史研究』所収 研文出版1980年。
- (6) 伊藤大八「奉天人ノ教育程度」1914年2月17日 大正2年度版『日本外務省記録』所収。なお、書房の教育課程に設定された「読書」の教育内容は以下のとおりである。

1～2 学年	三字経	百家姓	千字文	中庸	大学	論語	孟子
3～4 学年	孟子	詩経	書経	礼記	古文		
5～6 学年	書経	易経	唐詩				
7～10 学年	礼記	春秋左氏伝		唐詩	古文		

- (7) 「満州の教育」『教育科学』第10冊4～5頁 岩波書店1932年7月。福田実『満州奉天日本人史』36～54頁 謙光社1976年1月。
- (8) 斉紅深『東北地方教育史』第5章「清代的東北教育」176頁 遼寧大学出版社1991年12月。「露國の牛莊小学堂開設」『教育時論』673号1903年12月25日。
- (9) 「直隸総督袁盛京將軍趙兩湖總督張署兩江總督周署兩広総督岑湖南巡撫端奏請立停科挙推広学校並妥籌弁法摺」『東方雜誌』第2巻第11号1905年12月。
- (10) “Thirty Years in M oukden. 1883-1913, being the experiences and recollections of Dugald Christie” London 1914. 邦訳矢内原忠雄『奉天三十年』下266頁 岩波書店1938年11月。「日員贊揚次師」『盛京時報』1906年旧曆9月10日。
- (11) 趙爾巽「東督奏籌弁奉省学務情形摺」学部『学部官報』第64期1908年旧曆8月。榎元半重「満州教育の近況」『東洋時報』146号1910年11月20日。
- (12) 榎元半重「満州教育の近況」『東洋時報』146号1910年11月20日。なお、榎元半重の在任期間は1906年9月から1908年まで。この間、奉天省学務公所顧問、及び同学務公所教育官練習所教習として活躍。
- (13) 榎元半重「満州教育の近況」『東洋時報』146号1910年11月20日。
- (14) 森本清蔵「満州の教育」『教育時論』787号1907年2月25日。
- (15) 「奉天省留学日本官費生調査表」『学部官報』第37期1907年旧曆9月。
- (16) 羅振方より嘉納治五郎宛「書簡」1906年閏4月20日付け 宏文学院関係文書所蔵。
- (17) 槻木瑞生「日本旧植民地における教育」『岡崎女子短期大学研究報告』第14輯90～91頁1981年

3月。なお、軍政署の嚆矢は1904年5月に開設の安東軍政署。その後金州、大連、鳳凰城、復州、営口、遼陽、鉄嶺、奉天、昌図に相次いで設置された。その任務は占領地域の軍政による統治と軍事物資の前線への配送及び宿泊家屋の徴発がそれである。

- (18) 「根津幹事長」『東亜同文会報告』第64回1905年3月。「南満州における学校経営」『東亜同文会報告』第64回1905年3月。
- (19) 「満州教育」『東亜同文会報告』第74回1906年1月、「満州教育」『東亜同文会報告』第79回1906年6月、「秋季大会」『東亜同文会報告』第86回1907年1月。
- (20) 陸軍省編『明治37・8年戦役満州軍政史第1巻軍政総覧』1916年12月。
- (21) 「明治38年7月14日付長岡参謀次長発珍田外務大臣宛報告要旨」明治38年版『日本外務省記録』所収。
- (22) 羅振方より嘉納治五郎宛「書簡」1906年閏4月20日付け 宏文学院関係文書所収、森本清蔵「満州の教育」『教育時論』787号1907年2月25日、新渡戸稲造より後藤新平宛「書簡」1906年5月9日付『後藤新平文書・書簡類』所収。
- (23) 「奉天省における日本人教習・顧問一覧表」を作成するにあたり、次の資料及び文献を参照した。日本外務省記録(1904~1912各号)、『盛京時報』(1904~1912各号)、楳木瑞生「満鉄の教師たち」『同朋大学紀要』第2号1988年、同「満州における近代教育の展開と満鉄の教育」阿部洋編『日中教育文化交流と摩擦』第一書房1983年11月、『奉天教育雑誌』(第4,5,6,7,10,11期1908年)、陸軍省編『明治37・8年戦役満州軍政史』全10巻(1915~1917年)。
- (24) 「明治37年11月29日付角田軍政官代理ヨリ遼東守備軍司令官宛蓋平公立師範学堂ノ義ニ付報告」陸軍省編『明治37・8年戦役満州軍政史第4巻蓋平県軍政史』所収1917年3月。
- (25) 亀淵龍長 1880年長崎県に生まれる。東亜同文書院卒業後、満鉄調査部に移り満州土地制度の研究に従事、その後鳩山一郎主催の中東海林公司に転出、東三省の森林資源の調査、買収事業に努めた。
- (26) 「明治38年10月23日付亀淵総教習ヨリ関東総督府牧野少佐宛書簡」陸軍省編『明治37・8年満州戦役軍政史第4巻蓋平県軍政史』所収1917年3月。
- (27) 蓋平兵站司令部「12月8日付師範学堂ニ関スル重要事項」陸軍省編『明治37・8年満州戦役軍政史第4巻蓋平県軍政史』所収1917年3月刊。
- (28) 亀淵龍長「明治38年12月師範学堂ニ関スル覚書」陸軍省編『明治37・8年戦役満州軍政史第4巻蓋平県軍政史』1917年3月刊。
- (29) 知県劉廷珍「明治39年2月20日蓋平県師範学堂ニ関スル愚見」陸軍省編『明治37・8年戦役満州軍政史第4巻蓋平県軍政史』1917年3月刊。
- (30) 「日中官紳歓会」『盛京時報』1906年旧暦10月8日。
- (31) 榎元半重「満州教育の近況」『東洋時報』146号1910年11月20日、「奉天提学使對於学務之意見」『盛京時報』1907年旧暦4月24日、「学界追悼張学使祭文」『盛京時報』1908年旧暦9月16日、「提学使勸学告示」『盛京時報』1707年旧暦1月29日及び2月2日、孟錫銓「前提学使張公紀念碑文」趙恭寅編『遼寧省審陽県史』巻4教育638頁 中国方志叢書・東北地方・第10号1917年。
- (32) 「輯安県学務情形」『奉天教育雑誌』第4期1908年旧暦3月
- (33) 奉天省学務処と日本人教習との間で締結された「合同」の嚆矢は横山壮一郎と奉天省学務処との間で締結されたそれであり、それ以後の「合同」は概ねこれに基づいて締結された。日本外務省記

録（明治 39 年版）所収の在奉天総領事萩原守より外務大臣小村寿太郎あて「森本視学官尾見農学士受聘ノ件」によれば「今般当奉天師範学堂正教習トシテ文部省視学官森本清蔵及中学堂正教習トシテ農学士尾見五郎僱聘ノ契約本人ト奉天学務処トノ間ニ成立シ其契約条項ハ大体ニ於テ曩ニ及報告置候横山角田兩名ノ契約書ト大差無之」とあるが、模範となった奉天農業学堂総教習横山壮一郎や森本清蔵等の「合同」は発見されていない。ここでは、横山のそれに即して締結された加知貞一郎の「合同」を引用した。

- (34) 阿部洋「清末直隸省の教育改革と渡辺龍聖」『国立教育研究所紀要』第 115 集 1988 年 3 月。
 (35) 新渡戸稲造より後藤新平宛「書簡」1906 年 5 月 29 日付け、「後藤新平趙爾巽談話記要」1912 年 6 月 3 日、以上『後藤新平文書・書簡類』及び『後藤新平文書・雑』所収。
 (36) 地方官及び勸学所官吏による教育経費横領問題の詳細については、阿部洋『中国近代学校史研究』「第一章清末における学堂の設立と運営」を参照のこと。1993 年 3 月 福村書店。

なお、勸学所総董に拔擢された挙人及び生員名は以下のとおりである。

挙人：錦県勸学所総董王慶陞，広寧県勸学所総董蕭雨春

生員：拔貢生 遼陽県勸学所総董永貞

恩貢生 法庫庁勸学所総董桂森，康平県勸学所総董李紹剛

附貢生 鎮安県勸学所総董李鴻遠

歳貢生 西安県勸学所総董劉鳴盛

貢生 東平県勸学所総董劉憲德

優貢生 興京庁勸学所総董劉熙春

増貢生 懷仁県勸学所総董楊占春

監生 輯安県勸学所総董梁国貞

附生 11 名（氏名省略）

増生 2 名（氏名省略）

県丞：2 名

不詳：3 名

- (37) 奉天省学務公所編『奉天教育雑誌』第 4・5・6・7・9・10・11 期（1908 年）所収勸学所関係記事。
 (38) 省視学蕭鴻鈞「報告」奉天省学務公所編『奉天教育雑誌』第 7 期 1908 年旧暦 7 月 52 頁。
 (39) 省視学蕭鴻鈞「報告」奉天省学務公所編『奉天教育雑誌』第 7 期 1908 年旧暦 7 月 53～54 頁。なお、文部省編『視学提要』は吉村寅太郎により中国語訳され、『教育世界』第 50・51 号（1903 年 5・6 月）にも掲載されている。
 (40) 湖北省提学使黄紹箕を团长とする 12 名の清国提学使の日本教育調査は 1906 年 8 月から 11 月にかけての 3 ヶ月、この間東京に滞在して文部省や帝国教育会を訪問する一方、各種教育機関を訪れ、学校教育の実際や学校運営の方法などについて調査した。8 月 20 日から 9 月 30 日まで文部省において以下のような題目の連続 5 回に及ぶ教育講義を受講した。1. 各国の教育（文部省参事官田所美治），2. 明治年間教育沿革（文部省視学官野尻精一），3. 日本現行教育制度（文部省参事官松本順吉），4. 教育方法及其礎（東京高等師範学校教授小泉又一），5. 学校管理法大要・各科目ノ性質及其関係。
 (41) 廖楚璜「報告」奉天省学務公所編『奉天教育雑誌』第 10 期 1908 年旧暦 10 月，及び許蔭椿「報告」奉天省学務公所編『奉天教育雑誌』第 11 期 1908 年旧暦 11 月。

- (42) 省視学・省視学補佐より提学使宛「報告」奉天省学務公所編『奉天教育雜誌』4・5・6・7・9・10・11期(1908年)所収。「飭提学使彙核教科書」『盛京時報』1907年旧曆11月25日、「派員編纂教科書」『盛京時報』1908年旧曆9月22日、「学務公所添設図書印刷所」『盛京時報』1909年旧曆7月21日。もっともこうした勸学所の教育事業がすべて順調に進んだわけではない。各勸学所とも教育経費を確保すべく相当程度の努力を払っている。学務公所顧問榎元半重の記録によれば、各府庁州県とも経済状況に応じた教育経費の捻出方法が考案されたようである。養蚕の盛んな鳳凰県では独自の「勸学弁法」を立案、比較的裕福な養蚕農家に1元を加税してこの増額分を教育経費に充て、交通の要衝復州では1ヶ年の車税収入9,000元のうち、およそ半額を教育経費に充て、安広県ではできる限り広大な学田の寄付を郷紳に求め、学田から得られる収入を教育経費に充てた。しかしながら、確保された教育経費は少なく学堂建設計画はしばしば頓挫せざるをえなかった。このため各勸学所は競って学務公処に「稟申」し、問題解決方策の立案を求めたのである。これに答えて提学使張鶴齡は森本清蔵や榎元半重等と随時協議を重ね、適宜訓令を発して行政指導を行っている。(榎元半重「満州教育の近況」『東洋時報』147号1910年12月20日。)
- (43) 「旨設立各府庁州県視学官擬請停止教職銓選擇」徐世昌『東三省政略』巻9 6~7頁。
- (44) 省視学・省視学補佐より提学使宛「報告」奉天省学務公所編『奉天教育雜誌』4・5・6・7・9・10・11期(1908年)所収。
- (45) 榎元半重「満州教育の近況」『東洋時報』146号1910年11月20日。
- (46) 「統考教員」『盛京時報』1907年旧曆3月21日。教育官練習所において榎元半重らが実施した師範教育の実際は不詳である。ここでは、1907年春に学務公所が実施した現職教員学力試験を提示して、これに替えることとする。現職教員学力試験は以下のとおりである。頭題：賈誼晁錯論、題二題：国民教育ノ要義、題三題：算学、四率比例、題四題：代数、有弦積求勾股(三平方の定理)、題五題：英文。
- (47) 「伝習所學員榜次」『盛京時報』1907年旧曆5月26日、「創弁教育研究会所」『盛京時報』1907年旧曆4月11日、「考試教育官発榜」『盛京時報』1907年旧曆12月16日、「教員連請病假」『盛京時報』1909年旧曆4月2日。
- (48) 「教育官練習所添設理算兩科」『盛京時報』1908年旧曆2月26日。
- (49) 「勸学所総董游東調査教育奉」『盛京時報』1908年旧曆5月11日、「勸学所稟准頒発簡章」『盛京時報』1908年旧曆8月23日、「組織教員補習科」『盛京時報』1909年旧曆12月1日。
- (50) 「師範研究所試卷核定榜示矣」『盛京時報』1908年旧曆8月4日。
- (51) 榎元半重「満州教育の近況」『東洋時報』147号1910年12月20日。
- (52) 「開弁塾師研究所」『盛京時報』1908年旧曆3月26日、「教育研究所拵定地址」『盛京時報』1909年旧曆2月3日、「教育研究所開学」『盛京時報』1909年旧曆2月25日。
- (53) 「塾師研究会事竣之考驗」『盛京時報』1907年旧曆9月27日、「稟請設立私塾改良会」『盛京時報』1907年旧曆11月15日、「攷試城郷塾師」『盛京時報』1907年旧曆11月7日、「考取私塾出榜」『盛京時報』1907年旧曆3月23日。
- (54) 「督撫憲於師範学堂選科卒業式詞訓」『盛京時報』1910年旧曆3月13日。
- (55) 「咨東三省総督劄奉天提学使所籌備師範教育事宜分別准駁文」宣統2年8月20日学部編『学部官報』第141冊宣統2年刊。
- (56) 「東三省総督錫良奏奉天師範学堂優級選科卒業送部履試」『盛京時報』1910年旧曆4月12日。

- 「東督錫奏奉省師範学堂優級選科卒業昭章送部履試摺」『盛京時報』1911年旧曆4月9日。
- (57) 「奉天兩級師範学堂優級数学理化選科初級簡易科甲乙丙三班学生举行卒業礼式紀事」『盛京時報』1911年旧曆7月20日。
- (58) 「庶務長改充監督」『盛京時報』1907年旧曆8月3日,「教務長兼任監督的原因」『盛京時報』1908年旧曆8月21日,「兩級師範学堂暫委代理」『盛京時報』1909年9月14日。
- (59) 「酌添教員薪水」『盛京時報』1907年旧曆8月26日。森本清蔵:1864年兵庫県播磨郡生まれ。神戸師範学堂を卒業後、東京高等師範学校に入学。同校卒業後付属小学校訓導に就任、以後付属中学校助教諭、愛知県師範学校教諭、福岡県師範学校校長を歴任、1900年東京高等師範学校教授及び付属小学校主事となる。この間、高等教育会議議員を兼務。
- (60) 「奉天師範学堂章程」陸軍省編『明治37・8年戦役満州軍政史第7巻奉天軍政史』1915年。「兩級師範学堂」『満州日日新聞』1911年7月10日。
- (61) 「明治38年4月12日付遼東守備軍軍政長官令達」陸軍省編『明治37・8年戦役満州軍政史第1巻軍政総覧』1916年12月。
- (62) 「蓋平師範学堂」陸軍省編『明治37・8年戦役満州軍政史第4巻蓋平県軍政史』1917年3月。
- (63) 「海城師範学堂章程」陸軍省編『明治37・8年戦役満州軍政史第6巻海城県軍政史』1917年3月。
- (64) 「奉天師範学堂擬呈送考章程」『盛京時報』1907年旧曆6月5日,「奉天師範学堂招考規則」『盛京時報』1907年旧曆6月10日,「奉天師範学堂招考規則(続)」『盛京時報』1907年旧曆6月11日。
- (65) 「科学問題数則」の詳細は不明である。参考として次の2事例を提示しておく。(1)1905年春湖南省学務処総弁張鶴齡の実施した湖南省立南路師範学堂入学試験の科学問題。「興地題:海岸線長短干国家文明闕説,算術題:(a)有大小両数其和為五十一其差為十三問各数幾何,(b)有電桿二本相距四百步欲於其中更立電桿十五本令各距離相等間每本相距若干尺。(2)1907年春提学使張鶴齡の実施した教育官練習所学力試験の科学問題。「算学:比例四率,代数:有弦積求勾股」。
- (66) 「学憲批示」『盛京時報』1907年旧曆7月8日,「師範学堂又添新班」『盛京時報』1907年旧曆7月21日,「核村筆跡」『盛京時報』1907年旧曆8月6日,「師範学堂之課題」『盛京時報』1907年旧曆8月13日。
- (67) 「師範生欠額」『盛京時報』1907年旧曆7月21日,「補考師範生」『盛京時報』1907年旧曆8月3日。
- (68) 「師範算学教員得人」『盛京時報』1908年旧曆7月22日。
- (69) 「咨調學員未克來藩」『盛京時報』1907年旧曆9月5日。
- (70) 「教員得人」『盛京時報』1908年旧曆5月12日。なお、森本清蔵の通訳は東亜同文書院出身の南洞孝が担当した。
- (71) 森本清蔵「満州の教育」『教育時論』1907年2月25日。
- (72) 「師範学堂添造理化試験室」『盛京時報』1908年旧曆4月22日,「博物試験室動工有期」『盛京時報』1908年旧曆5月30日,「盧文宗敬告奉天学界諸君子文(1)」『盛京時報』1909年旧曆3月8日,「盧文宗敬告奉天学界諸君子文(2)」『盛京時報』1909年旧曆3月9日,「盧文宗敬告奉天学界諸君子文(3)」『盛京時報』1909年旧曆3月10日,「盧提学使」『満州日日新聞』1911年7月16日,「咨調師範優等生」『盛京時報』1907年旧曆7月26日,「算学之教授得人」『盛京時報』1907年旧曆9月18日,「学界中人之更動」『盛京時報』1907年旧曆12月13日,「英文教員稟請咨部免扣資俸」

『盛京時報』1908年旧曆2月12日,「教員相互対調」『盛京時報』1908年旧曆3月2日,「代理理化教員至堂」『盛京時報』1908年旧曆3月3日,「日本音楽院修業生充師範音楽教員」『盛京時報』1908年旧曆7月9日,「兩級師範学堂法政經濟教員得人」『盛京時報』1908年旧曆7月17日,「師範欠乏之一班」『盛京時報』1908年旧曆12月16日。

(73) 中国科学院歴史研究所編『錫良遺稿』第2冊 文書番号898号 中華書局1959年。

(74) 「稟請投考簡易師範何者」『盛京時報』1909年旧曆2月13日,「簡易師範開学誌聞」『盛京時報』1909年旧曆2月17日,「筭委師範簡易科教員及助教」『盛京時報』1909年旧曆2月18日,「呈請付設師範簡易科」『盛京時報』1909年旧曆1月24日,「簡易師範招生」『盛京時報』1909年旧曆3月9日。

(75) 「奉天兩級師範学堂優級数学理化選科初級簡易科甲乙丙三班学生举行卒業礼式紀事」『盛京時報』1911年旧曆7月20日,「兩級師範学堂」『滿州日日新聞』1911年7月10日。

(76) 「師範校統招新生案揭曉」『盛京時報』1911年旧曆5月11日,「師範学堂招考簡易科学生」『盛京時報』1911年旧曆6月17日,なお1913年の教育統計は日本外務省記録所収『奉天人ノ教育』(1914年版)を活用した。

(77) 蕭鴻鈞「調査蓋平学務情形並改良弁法」奉天省学務公所編『奉天教育雜誌』第7期1908年旧曆7月。

The Processes of Educational Modernization in Fengtian
Province (奉天省) Late Ch'ing China (清末).

Masahiro Kageyama

In Fengtian province, educational modernization was pushed forward under the Viceroy of Sengjian, Chao Erhsun (盛京將軍趙爾巽), and the Provincial Superintendent of Education, Zhang Heling (提學使張鶴齡). In order to implement educational modernization based on the Japanese model, they sent many Chinese students to study in Japan, and also invited experienced Japanese educators to Fengtian province. A succession of Japanese teachers came to this province. One of them, Morimoto Seizo (森本清藏), was a prominent figure, having served as the Inspector of Education (文部省視學官) before being invited to China.

Chao appointed Morimoto as an advisor to the Education Department (學務處顧問) and

head teacher at the higher normal school (奉天師範學堂總教習). In cooperation with Morimoto, Zhang strove to create a policy for educational modernization and developed the basic concept for the educational system in Fengtian province. They also compiled primary and normal school curricula, based on Japanese models.

Due to the efforts of these Chinese and Japanese educators, educational conditions in primary schools gradually improved.
